

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 令和3年2月19日

新型コロナ作業部会確認 令和3年3月10日

(契約変更に伴う再確認 令和3年7月 8日)

事業名 アスリート等に対する新型コロナウイルス感染症のスクリーニング検査に係る
業務委託（複数単価契約）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が令和2年12月4日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本件は、アスリート等に対し、新型コロナウイルス感染症に係る定期的なスクリーニング検査を実施するための業務を委託するものであり、新型コロナウイルス感染症対策調整会議の中間整理において必要性が示されている事業である。よって本件は、令和2年12月4日の合意における大会の追加経費のうち、新型コロナウイルス感染症対策関連の経費に該当すると考える。</p> <p>(令和3年7月2日契約変更に伴う追記) アスリート等に対する毎日の新型コロナウイルス感染症に係るスクリーニング検査は、公式プレイブックにおいても必要性が示されている事業であるため、コロナ感染症対策経費に該当する。</p>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>本件は、大会運営の一環として行う事業であり、選手村等における医療サービスの提供に係る既存事業との一体性を保つ必要のある事業である。よって、組織委員会が一括して執行した方が効率的かつ効果的と考える。</p>	

<p>経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<p>アスリート等に対してスクリーニング検査を行うことは、アスリートが安全・安心な環境の下で大会に参加するために必要不可欠である。また本件は、新型コロナウイルス感染症対策調整会議の中間整理においても必要性が示されている事業である。</p> <p>(令和3年7月2日契約変更に伴う追記)</p> <p>当初は、4日に1回の検査としていたところではあるが、安全安心の大会実施のためには手厚い検査実施が必要であることから、公式プレイブックに記載のあるとおり毎日検査を実施することとして、必要件数を増加させた。</p>	
	<p>効率性</p>	<p>本件は、アスリート等のスクリーニング検査を大規模かつ迅速に検査を実施するために必要最低限の仕様を、PCR検査や抗原定量検査等の他の検査分析方法と比較検討したうえで決定している。検体を鼻咽頭拭い液ではなく唾液とすることで、検体採取の要員として人工単価の高い医療従事者ではなく、特に資格が不要の監視要員とすることで経費を削減するとともに、感染状況の悪化により医療スタッフの確保が困難な中でも確実に検査が実施できる体制を確保している。</p> <p>(令和3年7月2日契約変更に伴う追記)</p> <p>監視下で検体採取を行うこととしていたところを、効率性の観点から相互チェックでの検体採取とし、CLOが一括回収することで効率を高めている。追加分の件数についても、競技日程に伴う選手の予定出場数を基に必要な検査数を算出することで予定数量の精緻化を行っている。</p>	

	<p>納 得 性</p>	<p>本件は、オリンピック・パラリンピックに向けた特殊な仕様となっており、類似の事業が存在しないが、少しでも経費削減ができるよう、市中で普及している PCR 検査を採用するのではなく、より安価に検査実施が抗原定量検査をベースとすることで経費を削減している。</p> <p>(令和3年7月2日契約変更に伴う追記)</p> <p>既存契約の契約締結時に減価交渉を行い、入札額から2~3割程度の減額を行うことで経費を削減している。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>本件は、アスリート等に医療・検査の機会を提供する為に必要な事業である。</p>		